

2021年9月13日

研究プラットフォーム運用開発部門 (MarE3)
環境保安グループ

新型コロナウイルスの拡散に伴う MarE3 における船舶乗船基準 (対象: 船員以外) (改3)

研究プラットフォーム運用開発部門 (MarE3) は、新型コロナウイルスの船内における感染拡大を可能な限り阻止するため、主に乗船・訪船に先立ち必要となる予防策として、船舶乗船/訪船基準を設定してきた。本文書は船上で新型コロナウイルス感染者が連続して発生したことを踏まえ、緊急対策本部の新方針に基づき (注1)、2021年9月13日以降に出港する機構船舶の航海へ乗船する船員以外を対象に策定したものである。ここで扱う機構船舶による航海については注3を参照のこと。なお、航海開始後の対処については2021年8月25日付「航海中の新型コロナウイルス感染に対する MarE3 対応方針(改3)」に従うこととする。

■本文書における「乗船者」の定義

- 機構船舶による航海 (注3) に参加予定の研究者・観測技術員・運航チーム員 (注4) (注5)。

【乗船7日前までに実施すべき事】

- 原則、2回の新型コロナワクチン接種を受ける (ただし全員の2回接種が完了していない場合で例外処置が認められた場合は注1を参照)。体質・健康状態等の理由により接種を受けられない者は MarE3 運用部に事前に相談する。
- 乗船地周辺地域の最新の感染状況把握に努め、とりうる感染防止策を検討する。

【乗船18日前 (注6) から乗船日まで実施すべき事】

- 指定された様式の健康記録簿に毎朝の検温結果や体調異常等を記録するとともに、指定された様式の行動備忘録に各自の行動を記録する (注7)。
- 以下に示す症状がみられた場合、とりまとめ担当者 (下段に記載) を通じて MarE3 運用部船舶運用グループへ速やかに報告・相談する (注8)。
 - 息苦しさ (呼吸困難)、強いだるさ (倦怠感)、高熱 (37.5℃以上) 等の症状のいずれかがあった場合 (新型コロナワクチン接種に伴うと考えられる発熱の場合も含む)
 - 上記以外で発熱 (37.5℃未満であっても平熱に比べ高い体温) や咳などの比較的軽い風邪の症状が4日以上続いた場合
 - 嗅覚・味覚障害が自覚された場合
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止に資するよう開発された新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) が利用できる環境にあれば、原則インストールして利用すること (利用履歴の提示を求められることあり)。

厚生労働省 HP 新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

【乗船 14 日前（注 6）から乗船日まで実施すべき事】

- 乗船 14 日前を目処に原則自宅において第 1 回 PCR 検査用検体採取を行い、検体を郵送する。検査の詳細、検査免除の条件、費用負担等については注 9 を参照。各 PCR 検査結果はとりまとめ担当者を通じて運用部船舶運用グループへ速やかに報告する。陽性判明時は検査機関・保健所の指示に従う。
- 自宅・宿泊先等での滞在及び移動に際し、以下の感染防止対策をとり自己管理を徹底する。
 - ▶ マスク着用・手洗い・消毒を徹底し、屋内での換気とともに食事時の感染防止に留意
 - ▶ 不要不急の外出と密接・密集・密閉が一つでも成り立つ場所への立ち入りを回避
 - ▶ 公共交通機関を利用する場合は、混雑する時間・場所を回避
 - ▶ タクシー等車両への乗車時の常時換気
 - ▶ 打合せ・艀装時等における、乗船者間の濃厚接触回避の徹底
- 以下に該当する場合は、とりまとめ担当者を通じて運用部船舶運用グループへ速やかに報告・相談する（注 8）。
 - ▶ 当機構が渡航に制約を設けている国・地域（外務省感染症危険レベル 2 以上相当）へ乗船 14 日以内に渡航歴がある場合
 - ▶ 新型コロナウイルス感染が判明した場合
 - ▶ 当機構が渡航に制約を設けている国・地域（外務省感染症危険レベル 2 以上相当）へ 14 日以内に渡航歴がある方と接触した可能性がある場合
 - ▶ 新型コロナウイルス感染が判明した方と判明前 2 日以内あるいは判明後 7 日以内に接触した可能性がある場合

【乗船 7 日前から乗船日まで実施すべき事】

- 乗船 7 日前を目処に原則自宅において第 2 回 PCR 検査用検体採取を行い、検体を郵送する。検査の詳細、検査免除の条件、費用負担等については注 9 を参照。各 PCR 検査結果はとりまとめ担当者を通じて運用部船舶運用グループへ速やかに報告する。陽性判明時は検査機関・保健所の指示に従う。

【乗船 3 日前から乗船日まで実施すべき事】

- 乗船前 72 時間以内に乗船地において乗船直前 PCR 検査用の検体採取を行い、医師による診断を伴う PCR 検査を実施する（注 10）。検査の詳細、検査免除の条件、費用負担等については注 9 を参照。
- 乗船前日 10 時までに健康記録簿・行動備忘録及び記名済誓約書（以下「乗船前提出書類」という）をとりまとめ担当者に提出する。

（記名済誓約書は、乗船前の行動について乗船・訪船に関する当機構が定める規程類を遵守したことを示すもので様式は別途指定する。注 11 を参照のこと）
- 同日正午までに首席研究者/主席研究員は集めた乗船前提出書類を MarE3 運用部船舶運用グループ担当者に、首席研究者/主席研究員以外のとりまとめ担当者は集めた乗船前提出書類を取りまとめ担当者所属機関に提出する。

（PCR 検査結果が陰性であっても乗船前提出書類の記載内容により MarE3 あるいは取りまとめ担

当者所属機関が乗船に適さないと判断した場合は乗船が許可されない。個人情報の取り扱いについては注 12 を参照のこと)

- PCR 検査の結果、陽性と判定された方には医療機関から直接連絡が入るので、速やかにとりまとめ担当者、上長ならびに環境保安グループへ連絡する。乗船は控え、医療機関・保健所の指示に従う。

(PCR 検査結果が陰性との連絡をとりまとめ担当者より受け、その後、乗船の許可が下りれば同日中に乗船し、以後出港まで船内泊)

【乗船当日に実施すべき事】

- 舷門において手指消毒と各自が用意したマスクの着用を徹底する。健康保険証とともに航海中各自が使用する体温計、マスク、タオル、コップ・水筒等を持ち込むこと (注 13)。
- 乗船後速やかに首席研究者／主席研究員は船長と船内における感染防止のための取り組みや施設利用法について十分検討し、周知する。

なお、今後の行政機関や機構の方策等に基づき、上記基準を変更することがある。また、上記基準は新たな改訂基準の発行、あるいは適用取りやめの指示が出されるまで有効とする。不明の点があればとりまとめ担当者を通じて事前に MarE3 担当部署に連絡・相談すること。

○とりまとめ担当者：

- | | |
|--------------------------|--|
| ➤ 首席研究者／主席研究員 | ← 乗船研究者 (手配業者を含む) |
| ➤ 日本海洋事業担当者 | ← 日本海洋事業関係者 (手配業者を含む) |
| ➤ マリン・ワーク・ジャパン担当者 | ← マリン・ワーク・ジャパン関係者 (手配業者を含む) |
| ➤ MOL マリン&エンジニアリング 担当者 | ← MOL マリン&エンジニアリング 関係者 (手配業者を含む) |
| ➤ JAMSTEC 運用部船舶運用グループ担当者 | ← JAMSTEC 職員 (白鳳丸船員、乗船研究者を除く)、
手配業者／代理店、広報関係者 |

MarE3 運用部船舶運用グループ連絡先(各船共通)：(e-mail) mare3-fleetops-kikan@jamstec.go.jp

○乗船前 PCR 検査に関する問い合わせは以下まで相談のこと。

第 1 回及び第 2 回 PCR 検査 MarE3 運用部 連絡先：(e-mail) mare3-fleetops-kikan@jamstec.go.jp

乗船直前 PCR 検査 MarE3 環境保安グループ 連絡先：(e-mail) mare3-hsqe@jamstec.go.jp

以上

脚注

(注 1) 9/13 付海洋研究開発機構緊急対策本部「(新型コロナウイルス対応) 船舶運航についての方針」より

船舶運航にかかる新方針は以下のとおりとする。

1. 航海は、原則、2回のワクチン接種が確認された乗船者によるものとする。
2. 航海の実施は、新規全乗船者がワクチンを2回接種し、PCR検査を3回（乗船前2週間目処、1週間目処、72時間以内）受検し、健康管理に関しては最新の乗船基準に従うことを前提とする。なお、継続乗船者は前航の着岸後、次航の出港前72時間以内にPCR検査を受検する。
3. 一方で、以下①から③のとおり、やむを得ず実施しなければならない航海も存在する。そのため、当該航海は、新規全乗船者がPCR検査を3回（乗船前2週間目処、1週間目処、72時間以内）受検し、かつ乗船地において5日間の自己隔離（バブル方式の実施）を実施できた場合に限り、例外処置として実施することを可能とする。
なお、継続乗船者は前航の着岸後、次航の出港前72時間以内にPCR検査を受検する。
 - ① 受託等外部資金による航海であって、中止することで甚大な影響が発生するもの
 - ② 学生の学位取得に影響を及ぼす航海（共同利用）
 - ③ その他理事長が特別に認めたもの

これに則り、乗船者全員の2回接種が完了していない場合で例外処置が認められた場合、第2回PCR検査用検体採取・郵送後、可能な限りの感染防止対策を取りつつ乗船地に移動し、移動後、乗船地のホテル等宿泊先において5日間（5泊）の自己隔離を実施することとする（注2）。

（注2）自己隔離の実施

乗船地に自宅があり同居者がいない場合は、ホテル等に宿泊することは求めない。
乗船地の範囲については運用部へ事前に相談すること。なお、自己隔離期間中は他者との接触は最大限避け、移動も控えること。やむを得ない場合は、事前にMarE3運用部に相談すること。
また、産業医の意見を踏まえ、隔離徹底のため食事は外食を避け、1人で部屋においてとることを原則とする。

（注3）本文書における「機構船舶による航海」について

機構船舶による航海（海上試運転時は別途指示する）は、原則、2回の新型コロナワクチン接種が確認された乗船者によるものとする。また、乗船者は乗船直前PCR検査を含む3回のPCR検査受検の必要がある（ただし全員の2回接種が完了していない場合で例外処置が認められた場合は注1を参照）。

なお、航海実施にあたり感染が疑われる人を居室待機とするための部屋を少なくとも1室確保するため、乗船者数の調整を行うことがある。

（注4） 船員以外の人員を想定。運航チーム員は船員手帳を持つものの、その業務形態を考慮し船員以外の扱いとする。研究者等手配の技術者については研究者扱いとする。

（注5） 新型コロナウイルスに罹患した場合重症化するリスクが高いことが指摘されている以下の方及び早めの相談が推奨されている妊婦の方について、原則、日本の港から4日の航程外に出る航海への参加は認めない。

高齢者（70 歳以上）

糖尿病（空腹時血糖値 150mg/dL 以上、ただし内服治療の有無によらず HbA1c が 7.0%未満である場合は原則許可）、

心不全（診断を受けており、内服治療をしている人）、

呼吸器疾患（COPD 等）

等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等用いている方

参考) 新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20916.html

(注 6) 健康状態観察期間 14 日間、検温期間 18 日間について

・世界保健機関（WHO）の Q&A によれば、現時点の潜伏期間は 1-12.5 日（多くは 5-6 日）とされており、また、他の情報などから感染者は 14 日間の健康状態の観察が推奨されている。

（参考）新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

Ministry of Health, Labour and Welfare -About Corona Disease 2019 (COVID-19)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage_00032.html

・検温期間 18 日間は 4 日間（37.5℃以上の発熱確認期間）＋14 日間（その後の健康状態観察期間）という考え方に基づく。

検温期間 14 日間とすると、たとえば乗船の 14 日前の 1 日だけ 37.5℃を超えた場合、その前の 3 日間にも 37.5℃以上の発熱があった場合を捕捉できない。この場合、乗船 13 日前に平熱に戻ったとしても、厚生労働省の推奨する 14 日間の経過観察期間がとれないことになる。従って 14 日間の経過観察を可能とするため 4 日間＋14 日間の計 18 日間の検温結果を求めることとした。

・健康状態観察期間・検温期間は乗船日を 0 日目としてカウントすることとする。

(注 7) 健康記録簿に記録すべき体調の異常を示す例は以下の通り。

体調異常の例：発熱、呼吸器症状（咳、咽頭痛）、頭痛、倦怠感等の症状や嗅覚・味覚障害等乗船前の自己管理状況の確認及び陽性判明時の保健所等による行動調査に対応するため、行動備忘録を作成し、乗船前・乗船中の自己管理状況を記録する。

(注 8) 報告を受け、乗船前の PCR 検査受検の可否を運用部が判断する。第 2 回 PCR 検査用検体採取前に報告を受けた場合は速やかに相談に応じ対応を検討する。第 2 回採取後に報告を受けた場合は別途追加 PCR 検査（検査費は各自負担）の受検を求め、その結果を参照する。当該受検者は追加 PCR 検査結果をとりまとめ担当者を通じて運用部船舶運用グループへ原則乗船直前 PCR 検査実施前日正午までに提出する。

(注 9) 船員以外を対象とした乗船前 PCR 検査の実施について

- 研究者の PCR 検査の具体的な実施場所・実施時期・実施方法・検査免除の条件等の詳細については別途 MarE3 より連絡する。それ以外の乗船者については、各所属機関で定める。

- 第1回及び第2回PCR検査（担当：ともに運用部）については乗船前14日及び7日を目処に原則自宅において検体採取を行い、検体を郵送する。これら検査結果に対して医師による診断は求めない。乗船直前PCR検査（担当：環境保安グループ）については乗船前72時間以内に乗船地において検体採取を行い、検査結果に対して医師による診断を求めることとする（注10）。
- 乗船予定研究者等が乗船直前PCR検査で陽性と判定され、欠員のため航海実施に支障がでることを回避するために、可能であれば、次々席研究者/次々席研究員及び予備員を指名し、実施要領書に追記すること。次々席研究者/次々席研究員は、乗船予定者の中または予備員の中から指名可能。なお、予備員についても乗船者と同様の対応（乗船前提出書類の提出、PCR検査受検等）が必要。
- 学部学生の指導教員がPCR検査で陽性と判定された場合は、その学部学生を指導する教員が不在になるため学部学生は乗船不可。ただし、同じ研究室の教員を代理の指導教員として事前に指名している場合、学部学生は乗船可能。
- 連続する研究航海に続けて乗船する場合、次航出港まで原則同じ船に連続して宿泊（船内泊）し各船の行動ルールを遵守することを前提とする。また連続乗船できる場合も、船内の安全確保のため、前航の着岸後、次航の出港前72時間以内に医師による診断を伴うPCR検査を受検する。本検査の手配は原則運航委託会社によるものとする（結果は運用部に報告）。
- 乗船前PCR検査が必須となる乗船者の検査費用については、原則機構負担とする（負担内容については別途MarE3より連絡）。
- PCR検査受検後、陰性判明まで船舶への訪問や宿泊は原則不可。
- 空港検疫所等で行われる検査結果の取扱いについては、国の指針等を参考にMarE3が判断する。

（注10） 医師による診断を伴うPCR検査について

医師による診断を伴うPCR検査と伴わない検査の違いについて以下の厚労省HP内の「自費検査を利用する者が検査機関を選ぶ際に留意すべき事項」に以下に関する記載あり。

- ・検査結果が陰性であっても、医師により感染していないと診断されない限り、感染していないとはいえない。
- ・医師による診断を伴う検査により感染したと診断された場合、医師が感染症法に基づく届出を保健所に行う。

参考）厚労省HP 新型コロナウイルス感染症について >社会経済活動の中で本人等の希望により全額自己負担で実施する検査（いわゆる自費検査）について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00199.html

自費検査を提供する検査機関一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-jihikensa_00001.html

（注11） 氏名欄への記名は自署（手書きによる記名）でなくても可とする。

（注12） 乗船のために取得した個人情報の取り扱いについては、円滑な研究航海実施を目的とし、MarE3及びとりまとめ担当者所属機関の担当者の範囲内に限り利用するよう、十分配慮する。

（注13） 乗船に際し、必要に応じて個人が使用する消毒液・飲料等も持ち込む。